

青森県報

第三千七百八十三号

平成二十五年
十二月十六日
(月曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 五
生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………	(同) …… 五
道路の区域の変更……………	(道路課) …… 六
道路の供用の開始……………	(同) …… 六

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) (事務局) …… 七

海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数…………… (同) …… 七

告

示

青森県告示第八百五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分		変更後	変更前	
				名 称	主たる事務所の所在地			
社会福祉法人みぎや	株式会社イフロンテ	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目五三六	青森市青柳二丁目四の二	居宅介護事業の種類	訪問介護	ヘルパーズセンターおるぶ	北津軽郡板柳町大字辻五九の九	平成 二五・一〇・一
社会福祉法人みぎや	株式会社イフロンテ	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目五三六	青森市青柳二丁目四の二	居宅介護事業の種類	居宅療養管理指導	ワタケ薬局三戸店	北津軽郡三戸町大字川守三戸五	二五・九・一
社会福祉法人みぎや	株式会社イフロンテ	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目五三六	青森市青柳二丁目四の二	居宅介護事業の種類	通所介護	ピタゴラスセンターみやぎ	八戸市大字八戸三の二	三・一・三

青森県告示第八百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"		"		"		"	
一井四四三の	弘前市大字浅字	一井四四三の	弘前市大字浅字	一井四四三の	弘前市大字浅字	一井四四三の	弘前市大字浅字
"		"		"		生応認 活型知 介共症 護同対	
ノホル ツィム 郷ム ピ		イホル ソンの 街ム パ		イホル ソンの 里ム パ		イホル ソンの 森ム パ	
一敷五弘 二代前 四数字市 〇田大 の屋字	一原弘 ケ前 一平市 八字大 の山字	〇一三 三吉前 八字市 の坂大 一本字	七野百弘 三八沢前 七八市 の七小 一松大 字		"		

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
"		"		ぎ法社会 会人福祉 みや社	イフ株 アロ会社 ンテ社	オ株 ール会社		名 介 称 護 予 防 事 業 者	
の太河八 八郎原戸 一山木市 一字大 〇八字	三ヶ尻八 池内戸 九町市 六字大 の鴨字	の太河八 八郎原戸 一山木市 一字大 〇八字	三ヶ尻八 池内戸 九町市 六字大 の鴨字	の太河八 八郎原戸 一山木市 一字大 〇八字	三ヶ尻八 池内戸 九町市 六字大 の鴨字	の原市大 三三淀阪 六丁川府 目区大 五宮阪	一青森市 二丁目四 目青柳	所主 のた 所在 地務	
訪介 問護 介予 護防		"		通介 所護 指予 導介 護防		管居介 理宅護 指療予 導養防		類事 業の 種防	
ンテルみ ーパや ーシー ギヨスハ		ちタビデ よイスセ うばセン		ぎタビデ ーイスセ みやン		三戸店 イフア ロン局 テ	戸店 ワタク 薬局三	名 介 称 護 予 防 事 業 所	
"		番八 町七の 一市大 字		下売八 三市市 の字大 二観音		六田町三 の字大 五沖字 中川三 一守戸	三田田北 九字町津 の相大軽 四原字鶴 三鶴	の字柳北 九福町津 岡大軽 五字郡 一辻板	所 在 地 業 所
"		"		三 一 三		三 一 一		平成 二五 一〇 一 年 月 日 更	

青森県告示第八百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前
"	
一井四三の四	弘前市大字一田字浅井四三の四
"	
グルーブ ホーム ノック 郷	
一敷二四〇の	弘前市大字五代田屋
"	

変更後	変更前	区分
社会福祉法人 人嶽陽会	社会福祉法人 友の会	居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所 所在地
弘前市大字一田字浅井四三の四	弘前市大字富田町七九	名称 所在地 変更年月日
松山荘居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所 つとほ	平成 二五・一〇・一
弘前市大字賀田二丁目四の二	八戸市長根一丁目二の八	八戸市大字尻内 一丁目一ノ沢三五
みやぎ居宅介護支援事業所	八戸市大字売市 字観音下三の二	平成 三〇・一・三

青森県告示第八百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"		"		"	
弘前市大字一田字浅井四三の四	弘前市大字富田町七九	居宅介護支援事業所 木ノカサ岩	居宅介護支援事業所 城南	弘前市大字一田字浅井四三の四	弘前市大字富田町七九
弘前市大字賀田二丁目四の二	八戸市長根一丁目二の八	弘前市大字五代田屋敷二四〇の	弘前市大字原ケ平字山元一八	弘前市大字国吉本一三八の	弘前市大字国吉本一三八の
"		"		"	

変更後	変更前	区分
社会福祉法人 人嶽陽会	社会福祉法人 友の会	地域包括支援センター 名称 所在地 変更年月日
弘前市大字一田字浅井四三の四	弘前市大字富田町七九	平成 二五・一〇・一
弘前市西部地域包括支援センター	弘前市大字五代田屋敷二四〇の	

青森県告示第八百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年一月十五日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県 道	青森環状野 内線	青森市大字横内字神田六八の三から 青森市大字横内字亀井八六の一まで	後	一四・五〇メートルから	一七・二〇メートル	
				後	三六・九〇メートルから		
				前	二〇・七〇メートルから		
2	県 道	倉石五戸線	三戸郡五戸町大字倉石又重字太田一〇の三から 三戸郡五戸町大字倉石又重字森ノ下夕八一の一まで	後	四一・五〇メートルから	一七〇・〇〇メートル	
				前	二四・六〇メートルから		
				後	三六・〇〇メートルから		
				前	二二・五〇メートルから		
				後	三六・〇〇メートルから		
				前	二二・五〇メートルから		
3	県 道	むつ尻屋崎 線	下北郡東通村大字野牛字釜ノ平九九の一から 下北郡東通村大字野牛字野牛川六三の六まで	後	二七・〇〇メートルから	一一二・〇〇メートル	
				後	一五・八〇メートルから		
				前	一五・八〇メートルから		
				後	三六・〇〇メートルから		
				前	二二・五〇メートルから		
				後	三六・〇〇メートルから		

平成二十五年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年一月十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	供用開始日
内線 県道青森環状野	青森市大字横内字神田六八の三から 青森市大字横内字亀井八六の一まで	平成二五・一二・一六

県道むつ尻屋崎線

下北郡東通村大字野牛字釜ノ平九九の一から
下北郡東通村大字野牛字野牛川六三の六まで

"

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十八号

平成二十五年十二月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、七六一 人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二四二、二五五 人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて

得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

- 東津軽郡選挙区 七、四八五 人
- 西津軽郡選挙区 六、〇五六 人
- 南津軽郡選挙区 六、七一一 人
- 北津軽郡選挙区 八、〇八〇 人
- 上北郡選挙区 二八、三一七 人
- 三戸郡選挙区 二〇、八二二 人
- 青森市選挙区 八二、六一九 人
- 弘前市選挙区 五〇、四七四 人
- 八戸市選挙区 六五、二八六 人
- 黒石市選挙区 九、九一二 人
- 五所川原市選挙区 二〇、〇八五 人
- 十和田市選挙区 一七、七五三 人
- 三沢市選挙区 一一、〇四三 人
- むつ市選挙区 二二、二一〇 人
- つがる市選挙区 一〇、〇六〇 人
- 平川市選挙区 一一、四三三 人

青森県選挙管理委員会告示第七十九号

平成二十五年十二月五日現在における海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 東部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三、二七五 人
- 二 西部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、五八四 人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭